

香川県立三豊工業高等学校同窓会 会則

第1章 総 則

- 第1条 名称 本会は香川県立三豊工業高等学校同窓会と称する。
- 第2条 目的 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて母校の発展に寄与することをもって目的とする。
- 第3条 事業 本会は前条の目的を達成するため下の事業を行う。
1. 会員相互の連絡並びに親睦を必要と認めた事業
 2. 母校との連絡に関する事業
 3. そのほか必要と認めた事業
- 第4条 事務所 本会は事務所を母校内におく。
- 第5条 会則変更 本会会則は総会の決議を経て変更することが出来る。

第2章 会 員

- 第6条 本会は下の会員をもって組織する。
1. 正会員 香川県立三豊工業高等学校の卒業生および同校に在学した者の内役員会で承認した者
 2. 特別会員 前記学校の現職員および旧職員
 3. 賛助会員 役員会で推された者

第3章 役 員

- 第7条 本会に下の役員を置く。
1. 会 長 1名（総会に於いて選出する）
 2. 副会長 若干名（総会に於いて選出する）
 3. 理 事 若干名（正会員から会長が委嘱する）
 4. 会 計 （会計は会長が委嘱する）
 5. 監 査 2名（正会員から会長が委嘱する）
 6. 幹 事 若干名（正会員の教職員がこの任務に就く）
 7. 支部長 （正会員から会長が委嘱する）
 8. 副支部長 （正会員から会長が委嘱する）
- 第8条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦する。
- 第9条 役員の任務は次のとおりである。
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
 3. 顧問は会長の諮問に応じる。
 4. 理事は会務を処理し、また会計を掌どる。
 5. 会計は本会の会計を処理する。

6. 監査は本会の会計を監査する。
7. 幹事は事務局の任務に当たる。
8. 支部長は各支部会員相互の連絡を図り、支部の会務を総括する。

第10条 役員の任期は2か年とし、再選を妨げない。

第4章 会 議

第11条 総会は2年に1回開催する。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

第12条 役員会は適宜に開き、会務を審議する。

第13条 会議の議長は会員より選出し、議決は出席会員の半数以上の同意を必要とする。

第5章 会 計

第14条 本会の会計は正会員の入会金および特別会費をもって運営にあてる。

第15条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとし、会計は総会において報告するものとする。

第16条 本会の経費は会費、その利子およびその他をもってこれに当て、会長の名において会計が管理する。

第6章 慶 弔

第17条 会員に関する慶弔は会長、副会長で決定する。

第7章 支 部

第18条 支部は各地の会員の希望により、会員数および地理的条件を考慮し、会長の承認を経て設置することができる。

第19条 支部に関する会則は適宜支部において定め本部に通告する。

附 則

第20条 この会則は平成9年1月25日から施行。この会則は平成17年2月11日から施行。
この会則は平成23年2月12日から施行する。